

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 選挙人名簿登録証明書の交付に関する事項

市町村の選挙管理委員会に対して選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる船員に関し、船員職業安定法第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに公職選挙法（以下「法」という。）第四十九条第七項に規定する実習生を加えるものとする。 （第十八条第一項関係）

第二 船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関する事項

船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関し、法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものを加えるものとする。 （第五十九条の六関係）

第三 不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員に関する事項

法第四十九条第八項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないも

のとして政令で定めるものを、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とすること。

(第五十九条の六の二関係)

一 第五十九条の六の三第一項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれる場合における当該船員

二 第五十九条の六第八項に規定する指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下である場合における当該船員

第四 不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例に関する事項

一 第三の一の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとすること。

1 船員は、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海しようとする場合において、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶

等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるときは、法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、所要の事項を記載した文書で、選挙人名簿登録証明書を提示して、投票送信用紙等の交付を請求することができるものとする。 （第五十九条の六の三第一項関係）

2 船員は、1による請求をする場合には、第三の一に該当することを証する書面として総務省令で定めるものを併せて提出しなければならないものとする。 （第五十九条の六の三第二項関係）

3 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、1による請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるとともに、第三の一に該当すると認めるときは、当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員と

の間のファクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下「確認書」という。）に所要の事項を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員に交付しなければならないものとする。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の選挙人名簿登録証明書に所要の事項を記入しなければならないものとする。 （第五十九条の六の第三項関係）

4 3により投票送信用紙等の交付を受けた船員は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、不在者投票をしようとするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長から当該確認書をファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならないものとする。 （第五十九条の六の第三項関係）

5 4により確認を受けた船員は、当該選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日

までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分に所要の事項を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとする。 (第五十九条の六の三第七項関係)

6 5により送信をした船員は、直ちに、自ら、投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならないものとする。 (第五十九条の六の三第八項関係)

7 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、5により送信された投票を受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを4により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に入れて封をし、直ちにこれを当該船

員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとする。 (第五十九条の六の三第九項関係)

8 5により送信をした船員は、本邦に帰った場合には、速やかに6により封をした投票送信用紙用封筒及び確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならないものとする。

(第五十九条の六の三第十項関係)

9 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、8により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとする。 (第五十九条の六の三第十一項関係)

10 5により送信をしなかった船員は、本邦に帰った場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならないものとする。 (第五十九条の六の三第十二項関係)

11 投票に関し船員が国外において行う行為は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の

便宜及び投票の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならないものとする。

(第百四十二条第三項関係)

二 第三の二の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとすること。

1 第五十九条の六第四項の規定により投票送信用紙等の交付を受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、同条第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれ、かつ、第三の二に該当するものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙等の交付の請求を受けたときは、当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、法第四十九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙等として当該船員に交付するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長から通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならないものとする。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに所要の事項を記入するとともに、指定市町村の

選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用紙等を交付した旨並びに当該船員が法第四十九条第八項の規定による投票をする旨を通知しなければならないものとする。 (第五十九条の六の四第一項 関係)

2 1により投票送信用紙等の交付を受けて法第四十九条第八項の規定による投票をする船員に係る規定の適用については、必要な読替え規定を設けるものとする。 (第五十九条の六の四第二項 関係)

3 投票に関し船員が国外において行う行為は、船長が船員の投票の便宜を考慮して定める時間内に行わなければならないものとする。 (第四百二十二条第一項 関係)

第五 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第二十五号) 及び公職選挙法の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第九十三号) の施行の日 (平成二十九年四月十日) から施行するものとする。 (附則第一条 関係)

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令 (以下「新令」という。) 第五十条第六項、第五十一条及

び第五十五条第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。 (附則第二条第一項関係)

三 新令第五十五条第六項及び第八項、第五十九条の六から第五十九条の六の四まで、第六十条第二項、第六十三条第三項並びに第四百二十二条第一項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとする。 (附則第

二条第二項関係)

四 その他所要の規定の整備を図るものとする。